

[事案 30-287] 就業不能給付金支払請求

・令和元年 8 月 30 日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める「就業不能状態」に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

橈骨遠位端骨折により入院し手術を受け、約 3 か月間在宅療養を行ったので、平成 29 年 2 月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、入院給付金および手術給付金は支払われたが、就業不能給付金は不支払いとなった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 受傷から約 5 ヶ月経過した今でも、後遺症でしびれ、痛み、骨の委縮、関節の動きが不十分で、社会復帰どころか日常生活もままならない。
- (2) 当時、他方の手指にひどい突き指もしたので、両手が不自由な状態であった。

<保険会社の主張>

診療録等によれば、在宅療養中の申立人の状態は請求全期間において約款に定める「就業不能状態」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、受傷後の生活状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が約款に定める「就業不能状態」にあったとは断定できないものの、診断書に加え、募集人らの陳述書などに照らすと、申立人の日常生活動作は相当程度不自由であったことが認められることも踏まえ、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。